

入場
無料

先着
50名

経営者のための 有休を活用した 組織変革セミナー

講師



島田法律事務所
弁護士

島田 直行 氏

少子高齢化のなかであらゆる企業は働き方の改革を求められています。一連の働き方改革もたんに法律の変更だけで終わらず経営のあり方まで踏み込んで検討していかなければなりません。今回のセミナーでは、働き方改革のひとつである有休取得の義務化を中心に実際の企業の対応としてどのようにしていけばいいのかを解説させていただきます。そのうえで有休を切り口に社員の採用法や定着率の向上方法まで経験に基づきお伝えさせていただく予定です。空理空論ではなく「我が社なら具体的にいかなる運用をするべきか」を考えるきっかけになるはずです。セミナーを通じてより高いレベルを目指す組織を作り上げていきましょう。

令和元年

11月19日(火)

【開 場】18:30

【講 演】19:00～20:00

【会 場】1F BILLIE

下関市一の宮本町2-2-22(住吉神社隣)

TEL:083-263-6555

山口県下関市出身。下関西高、京都大学法学部卒業。平成17年司法試験に合格、平成19年山口県弁護士会に登録。山口県弁護士会所属。
下関市内にて勤務弁護士として企業側の事件処理に関与する。
平成22年に島田法律事務所を設立し、主に同族中小企業のオーナーを対象にしたサービスを提供する。提供するサービスは経営再建から事業承継まで同族中小企業の全てに渡る。
平成24年には、経産省より経営革新等支援機関に認定される。
企業法務以外の分野では、相続をライフワークとして積極的に取り組んでいる。趣味は食べ歩きと読書。

公益社団法人 下関法人会

主催：公益社団法人下関法人会

主管：公益社団法人下関法人会

公益社団法人下関法人会

北浦支部

新下関支部

お問合せ TEL：083-232-6235

下関法人会 イベント 検索

詳細はホームページにて

一般参加者も受付致します。受講希望者は、FAXにてお申し込み下さい。

公益社団法人 下関法人会 宛

FAX:083-232-6245

「島田直行氏講演会」参加申込書

※満席になり次第

締切らせて頂きます。

法人名	※法人のご参加の場合のみご記入 個人は不要		会員 非会員 (該当を○で囲んで下さい。 個人での申し込みの場合は 氏名のみご記入ください。)
参加者名	申込の代表者名	参加者合計 名	